● 令和2年第7回川南町議会定例会(9月)で各議案は次のように決まりました。

| 議案番号 | 件名 | 提出年月日 | 議決年月日 | 結果 |
|-------------|---|--------------|---------------|------|
| 議 案 第44号 | 川南町通浜交流館条例を定めるについて | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付 利子補助金基金条例を定めるについて | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業 資金貸付利子補助金基金条例を定めるについて | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 案 第47号 | 川南町税条例の一部改正について | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 案 第49号 | 町道路線の認定について | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 第50号 | 工事請負契約締結について (令和2年度 - 令和3年度 川南町総合福祉セン ター建築主体工事) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 第51号 | 工事請負契約締結について (令和2年度 - 令和4年度 川南町総合福祉セン ター機械設備工事) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 第52号 | 工事請負契約締結について (令和2年度 - 令和4年度 川南町総合福祉セン ター電気設備工事) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 工事請負契約締結について (下野田・勝司ヶ別府線 南下野田橋下部工事) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 財産の取得について (川南町立小中学校学習用パソコン購入) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 第55号 | 令和2年度川南町一般会計補正予算(第6号) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 第56号 | 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第2号) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 令和2年度川南町介護認定審査会特別会計補正 予算(第1号) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| 議 第58号 | 令和2年度川南町介護保険特別会計補正予算 (第1号) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |

| 議案番 | | 提出年月日 | 議決年月日 | 結果 |
|--------------|---|---------------|---------------|------|
| 号 | TT 有 | 10年11年11日 | 哦(八十) 口 | 和木 |
| 議 案 第60号 | 令和2年度川南町水道事業会計補正予算(第1 号) | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 原案可決 |
| | 令和元年度川南町水道事業会計利益剰余金の処 分について | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月14日 | 原案可決 |
| 認 定 第 1 号 | 令和元年度川南町一般会計歳入歳出決算認定に ついて | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 認定 |
| | 令和元年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定 について | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 認定 |
| 認 定第3号 | 令和元年度川南町水道事業会計決算認定につい て | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 認定 |
| | 令和元年度の財政健全化判断比率及び資金不足 比率について | 令和2年 9月4日 | | |
| 同 意 第10号 | 教育委員会委員の任命について | 令和2年 9月4日 | 令和2年 9月23日 | 同意 |
| 発 第 5 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について | 令和2年 9月14日 | 令和2年 9月14日 | 原案可決 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |